

質問に お答えします

新型コロナウイルス感染症と 1年単位の変形労働時間制

日を増やしたり、また、減らしたりするように解約、変更するにはどうしたらよいでしょうか。

います。

この質問に関しては、東日本大震災の時にも、厚生労働省からQ&Aで解釈が示されていますが、今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、新たな解釈が示されました。そもそも、1年単位の変形労働時間制は、労使協定によって、1年以内の変形期間を平均して1週間あたりの労働時間が40時間を超えない範囲内で、1週間に1回の休日が確保される等の条件を満たした上で、労働日及び労働時間を具体的に特定した場合、1日8時間・1週40時間の法定労働時間を超えて労働させることができるものとされています。

この質問に関しては、東日本大震災の時にも、厚生労働省からQ&Aで解釈が示されていますが、今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、新たな解釈が示されました。そもそも、1年単位の変形労働時間制は、労使協定によって、1年以内の変形期間を平均して1週間あたりの労働時間が40時間を超えない範囲内で、1週間に1回の休日が確保される等の条件を満たした上で、労働日及び労働時間を具体的に特定した場合、1日8時間・1週40時間の法定労働時間を超えて労働させることができるものと解釈されています。

しかしながら、解釈において、当該解約までの期間に1週間あたり40時間を超えて労働させていた場合には、就業規則等を変更し、その超えて働くを定めています。なお、その確認書や協定届に追記する必要事項につきましては、労働基準監督署にお問い合わせください。

かせていました時間に対しても割増賃金を清算払いするなど、労使協定の解約が労働者に不利になることのないよう留意する必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、緊急事態宣言が出されるなどして、イベントの中止や飲食店の休業など事業活動が影響を受けて、労働時間を短縮したり、休日を増やすことができるを得ないことや、逆に、業務が繁忙になり従業員が集中的に多く働くならないとならない必要に迫られています。

そのような場合に、1年単位の変形労働時間制をとっている場合に、ある時期の労働時間や労働

が企業の経営上著しく不適当と認められる場合には、特例的に労使でよく話し合った上で、1年単位の変形労働時間制の労使協定について、労使で合意解約をしたり、あるいは協定中の破棄条項に従つて解約し、改めて協定し直すことも可能と考えられます。

● 愛知県下労働基準協会
「新型コロナウイルス
労務・安全衛生管理対策特別相談室」

専用ダイヤル ☎ 052-938-7567